平成３０年（フ）第１６号
熊本県山鹿市山鹿1722番地１　共栄ビル206
債務者　井上　誠一
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第９号
大分県中津市沖代町１丁目４番28号　スペラーレ21　102号
債務者　高橋　　満
１　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月19日午後１時10分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５２号
埼玉県八潮市八潮７丁目39番地８リトムＧⅢ１号室
債務者　阿部るり子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４２７号
東京都調布市小島町１丁目18番地６ＮＩＣハイム調布206
債務者　大友　秀男
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３０７７号
東京都足立区東伊興２丁目15―10
債務者　青木　　彬
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０９９号
東京都世田谷区赤堤４丁目46―３―404
債務者　本間　　貢
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１０７号
東京都世田谷区粕谷４丁目11―17―203
債務者　大原　厚志
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１１０号
東京都荒川区東尾久６丁目35―８―502
債務者　小泉　京介
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１１９号
東京都目黒区八雲４丁目13―13―202
債務者　大久保　亮
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１２１号
東京都羽村市緑ケ丘５丁目10―７　第１羽村マンション207
債務者　工藤　美佳
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１２２号
東京都狛江市和泉本町４丁目７―47―102
債務者　谷津　久子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３１２３号
東京都北区赤羽西４丁目31―16―101
債務者　伊藤　裕二
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成３０年（フ）第３０号
茨城県北茨城市磯原町磯原１丁目20番地　グリーンハイツ103、前住所茨城県日立市多賀町１丁目７番13―102号
破産者　小松恵理香
１　主文　当裁判所が平成30年４月23日にした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「小松恵里香」とあるのを「小松恵理香」と更正する。
２　決定年月日　平成30年５月11日
水戸地方裁判所日立支部

破産手続終結

平成２９年（フ）第７９号
名古屋市中区丸の内２丁目９番27号
破産者　株式会社中部ケイソー工業
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４５３号
愛知県愛知郡東郷町和合ケ丘２丁目７番地の５
破産者　加藤製作所有限会社
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部